

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（WT）」

第8回機能要件、第6回帳票要件 議事概要

日時：令和3年6月16日（水）9：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

| | |
|-------|------------------------------------|
| 坂田 玲子 | 浜松市財務部 税務総務課 主任 |
| 平岡 信義 | 神戸市行財政局 税務部 収納管理課 担当係長 |
| 大塚 賢人 | 前橋市財務部 収納課 主事 |
| 長澤 翔太 | 三鷹市市民部 納税課 主事 |
| 熊倉 禎己 | 三条市総務部 収納課 管理係 係長 |
| 近藤 圭三 | 飯田市総務部 納税課 収納係 主査 |
| 久能 順平 | 富士市総務部 情報政策課 主幹 |
| 渡辺 亮吉 | 豊橋市財務部 納税課 主査 |
| 中山 尚 | 南国市税務課 収納係長 |
| 本山 政志 | 埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長 |
| 中村 多恵 | 地方税共同機構総務部 企画部 課長 |
| 吉本 明平 | 一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長 |
| 三木 浩平 | 内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官 |

（総務省）

| | |
|--------|----------------------|
| 池上 真一郎 | 総務省自治税務局 企画課 課長補佐 |
| 金谷 浩光 | 総務省自治税務局 企画課 企画係長 |
| 川原 聖貴 | 総務省自治税務局 企画課 企画係 事務官 |
| 佐川 亮太 | 総務省自治税務局 企画課 企画係 事務官 |

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶／本日の進め方のご説明／全国意見照会の、反映した件数のご説明／昨年度から今年度にかけての、方針の変更点のご説明／教示文にかかる方針のご説明／滞納管理にかかるレイアウト検討帳票の基準についてのご説明
2. 機能要件・帳票要件の意見照会について、事前に確認頂いた内容を踏まえた協議
3. 過去経緯を反映した機能要件・帳票要件へのご意見／機能要件・帳票要件をもとに作成した業務フローへのご意見

【意見交換（概要）】

■機能要件 No. 2. 1. 8 滞納者抽出について

- 1度目の差押後充配当前に2度目の差押をするケースが多く、2度目の差押データ作成の際に1度目の差押した部分と重複しないようにデータ作成をするために、1度目の処分の内訳を確認する必要がある。

→実装すべき機能に「滞納処分時の滞納額の内訳を後日でも抽出できること。」を定義する。また、考え方理由に「過去の充配当について、未消込であっても、滞納額の内訳を確認するための、本要件を追加した。」を追記する。

- 決議書で滞納処分額の内訳の確認は困難である。また、当市の滞納整理システムには、EUC 機能はないため、バッチ処理でリストを作成しているが、EUC で実施できれば問題ない。
→帳票要件に「滞納処分時の滞納額内訳表」を定義する。

■機能要件 No. 2. 4. 1 分納計画策定について

- 時効の計算は領収日もしくは収入日のどちらを起点に計算が行われるのか。
- 領収日と収入日をそれぞれ消込データとして管理しているが、時効の計算まで定義していない。
- 領収日を起点に時効を計算すべきという考えである。要件に記載して欲しい。
→実装すべき機能に「時効を計算する際に、領収日を起点に計算できること。」を追加する。
- 当市の現行システムに端数処理機能は具備されている。
- 当市においても同様に具備されている。
- 全ての回において、調整できる仕様になっている。
→端数処理機能を追加する。

■機能要件 No. 2. 4. 15 分納誓約情報管理について

- 当市では分納誓約時に、債務承認と一体であるため、時効の更新も併せて処理している。
- 分割納付する際に債務承認により時効までの期間が5年間となるが、分納誓約の際に5年を超える分納誓約をすることがあるという想定か。
- 標準仕様書の 2. 4. 1 「分納計画策定時、分納期別の時効が更新できること。」において、分納計画策定時に、時効を更新出来ると記載している。これは書面以外の場合は、時効が更新しないと考えられるため、追記している。
- 了解した。問題ない。
→実装すべき機能に「分割納付計画、時効が到来する期別が含まれた場合にアラートが表示されること。」を定義する。

■機能要件 No. 2. 5. 2 徴収（換価）猶予の管理について

- 過年度を分納する場合はあるが、口座振替の対象となる新規課税分はしない。
- 個別に口座振替の停止処理をしない限り、分納している場合であっても、口座振替を実施する仕様になっている。
- 収納に連携する明細情報ごとで口座振替の有無を設定している。
→実装すべき機能に「口座振替している期別を、分割納付計画に含めるか選択できること。分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう、収納側に分割納付情報を連携すること。」を定義する。

■機能要件 No. 3. 1. 1 納付書即時発行について

- 住所を非表示ではなく修正して送付する機能を実装している。
- 非表示ではなく修正機能があれば、問題ないか。
- ご認識の通りである。
→実装すべき機能に住所、氏名の修正機能を定義する。

■機能要件 No. 4. 1. 1 返戻情報管理について

- 発送履歴を管理する際に、期別に対して発送の記録を再発送等で上書きするのか、新規にレコードを作成し、履歴を蓄積管理する仕様のどちらを想定しているのか。
- 貴市において、履歴管理はどちらの運用を要望するか。
- 過去の履歴が確認出来るのが良いと考える。
→実装すべき機能に「当初納通については、発送履歴を課税システムから参照できること。」を定義する。

■帳票要件 No. 12 差押書（不動産）※滞納者用について

- 帳票を出力した際に、記録は残るが、誤って出力する場合もある。その際に、照らし合わせるため、通知書番号があれば、便利と考え、必要と回答した。
→印字項目を通知書番号とした上で、宛名番号等、本人を特定可能な番号を印字するのか、通知書自体を特定可能な番号（整理番号等）を印字するのかを選択できることとする。

■帳票要件 No. 105 参加差押調書（不動産）※執行機関（返送）用について

- 参加差押は差押庁の優先順位であり、法務局の登記簿と異なる場合があるため、本市では「参加差押交付要求 受理の回答依頼について」という別の帳票を利用している。また、交付要求においても同様である。
→実装してもしなくても良い帳票として定義する。また、帳票概要に差押庁の優先順位を記載する帳票あることを記載する。

■帳票要件 No. 158 交付要求通知書 ※滞納者用について

- 滞調法 29 条は不動産に対して強制執行による差押が先行する場合において、滞納処分による差押時に裁判所へ「差押（通知書）及び交付要求書」により行なれるものである。このため、差押の内容を記載する必要があることから交付 82 と同様の交付 10 とは同じにすることができないと認識している。
- 現状、帳票要件 No14「差押通知書（不動産）※交付要求 29 条執行機関用」で対応を想定している。
- 滞調法 36 条は 29 条を準用する船舶に対する交付要求なので上記と同様になる認識である。36 というのが債権を対象としている滞調法第 36 条の 3 のことであるなら、こちらも債権差押通知書を裁判所に提出するみなし交付要求であるため、内容が通常の交付要求と異なると認識している。
→滞調法 36 条のみなし交付要求を想定している。現状、帳票要件 31「債権差押通知書（債権）※交付要求 36 条執行機関用」で対応可能と考えている。ご指摘を踏まえて、帳票要件 No158「交付要求通知書※滞納者用」の帳票概要に記載の「交付要求する際に、滞納者に送付する帳票。各種交付要求の根拠法令を使い分けられること」を「国税徴収法 82 条、滞調法 10 条の根拠法令を使い分けられること。」に修正したいと考える。

■帳票要件 No. 205 搜索調書 ※対象者用について

- 登録差押済みの自動車を占有する際に、差押調書ではなく搜索調書作成の必要があるため、必要と考える。
→搜索調書の印字項目に「占有した財産」「保管命令文」を追加する。

■帳票要件 No. 218、No. 219 取上調書について

- 滞納者用と権利者用の帳票を統一するという認識で良いか。その場合は、占有者の受領欄の項目が必要になる。
→他の構成員でも統一を必要とする意見はないため、個別に帳票を残すこととしたい。

■帳票要件 No. 296 徴収猶予の期間延長許可通知書について

- もともとの期間ではなく、延長期間の表記があれば問題ないとする。
→印字項目「猶予期間延長期間」の備考に、「延長される期間が記載される」を追加する。

■帳票要件 No. 390 対象者名簿について

- ゆうちょ銀行に問い合わせた際に、郵便番号と住所が一致していないと回答がなかったが、最近では回答がある。
→事務局からゆうちょ銀行に確認を行う。

以上